



「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款〔高圧用〕」および 「離島等供給約款〔低圧用〕」の変更届出について

2026 年 10 月 14 日

東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、本日、電気事業法^{※1}に基づき、「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款〔高圧用〕」および「離島等供給約款〔低圧用〕」の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

「電気最終保障供給約款」は、当社サービスエリア内における特別高圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまが、いずれの小売電気事業者とも契約の合意に至らない場合に当社が供給を行う際の料金等の供給条件を、「離島等供給約款〔高圧用〕」および「離島等供給約款〔低圧用〕」は、当社サービスエリア内の離島^{※2}等におけるお客さまに当社が供給を行う際の料金等の供給条件を定めたものです。

今回の変更届出の内容は、以下のとおりです。

1. 主な見直し内容（別紙）

(1) 料金単価の見直し

「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款〔高圧用〕」および「離島等供給約款〔低圧用〕」に定める料金単価等は、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東電 EP」）の料金単価等に基づき設定しております。東電 EP が 2026 年 9 月 29 日に、2026 年 11 月 1 日からの料金単価の見直しを公表したことを踏まえ、当社は「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款〔高圧用〕」および「離島等供給約款〔低圧用〕」の料金単価を見直します。

(2) その他見直し

国の審議会^{※3}において、確保した系統容量が一部しか使用されていない事例（空押さえ）を防ぐ観点から、供給承諾（契約成立）前にお客さま都合による契約申込み内容の変更が生じる場合は、当該契約申込みを取り消すこと、および供給承諾から工事費負担金入金の期限を超過する場合は当該契約申込みを取り消すことが整理されたことを踏まえ、当社は「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款〔高圧用〕」および「離島等供給約款〔低圧用〕」の供給条件を見直します。

2. 実施予定日

2026 年（令和 8 年）11 月 1 日

※1 電気事業法

電気事業法第 20 条第 1 項（最終保障供給約款）

一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めると

ころにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

電気事業法第 21 条第 1 項（離島等供給約款）

一般送配電事業者は、離島等供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※2 離島

当社サービスエリア内において、当社の主要な電力系統と接続されていない島（大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島）をいいます。

※3 第 4 回総合資源エネルギー調査会 次世代電力系統ワーキンググループ（[2025 年 9 月 24 日開催](#)）

第 10 回総合資源エネルギー調査会 次世代電力系統ワーキンググループ（[2026 年 4 月 16 日開催](#)）

別 紙：

- ・[料金単価表](#)

以 上